



市県民税（住民税）

申告は期間内に

市県民税の申告は、令和2年度の市県民税を計算するための基礎資料となるものです。また、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所の保育料を計算するための資料となるほか、児童手当の給付などの資料にもなります。必ず期間内に申告を済ませてください。市ホームページ「個人市民税・県民税額の試算と申告書の作成ができます」から、市県民税の申告書作成や、税額の試算ができますのでご利用ください。

問 課税課 ☎内線 1 2 4 3

期間は2月17日(月)～3月16日(月)の平日

ただし、2月24日(月・振休)藤代庁舎、3月1日(日)取手勤労青少年体育センターに限り、正午まで受け付けます(右表★がある日)。  
 〈時間〉午前9時～午後4時(番号札は午前8時から配布)  
 〈会場〉取手勤労青少年体育センター(市役所裏体育館)  
 藤代庁舎(2月24日(月・振休)午前のみ)

種類	日程	会場	受付時間
出張	2月 4(火)	戸頭公民館	9:00～ 16:00 ▼確定申告期間前に所得税の還付申告と市県民税の申告を受け付けます。
	5(水)	小文間公民館	
	6(木)	高須公民館	
	7(金)・10(月) 12(水)・13(木)	藤代庁舎	
通常	2月 17(月)～21(金)	取手勤労青少年体育センター	9:00～ 16:00
	24(月・振休)★	藤代庁舎	9:00～ 12:00
	25(火)～28(金)	取手勤労青少年体育センター	9:00～ 16:00
	1(日)★		9:00～ 12:00
	3月 2(月)～6(金) 9(月)～13(金) 16(月)		9:00～ 16:00

市役所ではできません！次の所得税の申告は竜ヶ崎税務署で

青色申告、損失申告、雑損控除の申告※1、特定支出控除(給与所得)の申告、譲渡所得(土地建物・株式・ゴルフ会員権など)の申告、譲渡損失の繰越の申告、住宅借入金等特別控除(初年度の方)の申告、準確定申告(令和元年中や申告までの2年中に亡くなった方の申告)、元年分以外の申告、海外に扶養親族がいる方の申告、配当所得の申告※2  
 ※1 市県民税の申告の場合、市役所で受け付けます  
 ※2 少額配当で確定申告不要制度を選択した場合、市県民税の申告は必要となり市役所で受け付けます

申告が必要な方 令和2年1月1日現在市内に住所がある方が対象です

所得税の確定申告が不要でも、医療費控除など源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする場合は市県民税の申告をしてください。  
 次のような方も、税に関する証明書の発行や他の行政サービス利用のために申告が必要です。

- 昨年中収入がなかった方
- 遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの方
- 市外に住所がある親族の扶養となっている方
- 特定配当等に係る所得の申告で、所得税とは異なる課税方式を選択する方

申告が不要な方 次のいずれかに該当する方は市県民税申告が不要です

- 所得税の確定申告書を提出した方、または提出予定の方
- 給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から取手市へ給与支払報告書の提出がある方(不明な方は勤務先にご確認ください)
- 収入が公的年金のみで、年金の源泉徴収票の記載内容に変更がなく、他に控除の追加のない方
- 同一世帯の方の申告書・給与支払報告書などに配偶者または扶養親族として記載されている方(所得証明書が必要な際は申告が必要な場合があります)

必要な持ち物 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入、所得や控除の分が対象です

- 市県民税申告書(会場でも配布)、印章(認印可)  
申告書は、課税課と藤代総合窓口課で配布します。取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口、各公民館などでは配布していません。
- 個人番号(マイナンバー)の記載に係る本人確認書類(右記参照)
- 所得金額を証明する書類  
給与所得や公的年金などの源泉徴収票(原本)、個人年金などを受けている場合は支払金額および必要経費などが分かるもの、支払調書 など
- 収支内訳書  
事業所得または不動産所得がある方は、収入と経費が分かるもの
- 各種控除に必要な証明書・領収書  
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額通知書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類、寄付金の受領証、その他参考となるもの(障害者手帳など)

申告には個人番号(マイナンバー)が必要です

個人番号カード(マイナンバーカード)をお持ちの方は、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。個人番号カードをお持ちでない方は下記の「番号確認書類」と「身元確認書類」が必要です。

番号確認書類	+	身元確認書類
▼通知カード ▼住民票の写し(個人番号の記載があるもの)などのうちいずれか一つ		▼運転免許証▼旅券▼身体障害者手帳▼在留カード▼公的医療保険の被保険者証▼源泉徴収票などのうちいずれか一つ

申告書の提出方法

- 申告会場に持参
- 郵送 申告書と左記の必要書類を全て同封し、〒302-8585寺田5139 課税課宛てに郵送してください。

消費税の確定申告書作成には「区分経理」が必要です

問 竜ヶ崎税務署 ☎66-1303

令和元年10月1日以降の取引について、消費税確定申告書を作成するためには、売上げや仕入れなどを税率(軽減税率8%・標準税率10%)ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。  
 また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要です。

事業主の方は忘れずに  
**償却資産の申告を**  
 問 課税課 ☎内線 1 2 5 2  
 固定資産税は土地、家屋のほかに事業で使用する機械・器具・備品や構築物などの償却資産にも課税されます。  
 令和2年度の申告が未提出の事業主の方は、至急提出してください。

心身に障害のある方のための  
**自動車税減免出張窓口の開設**

問 県税事務所収税第一課 ☎029-822-7205

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で、要件を満たす場合は、障害のある方のために使用する車の自動車税や自動車取得税を減免できます(軽自動車を除く)。その受付窓口が市役所に出張します。  
 ※新車・中古車登録にかかる減免は県税事務所自動車税分室へ  
 〈日時〉2月19日(水)、3月18日(水) 午前10時～正午、午後1時～4時  
 〈場所〉市役所新庁舎3階301会議室  
 〈持ち物〉障害者手帳など(原本)、納税義務者の印章(認印可)、運転者の運転免許証、車検証か納税通知書、同一生計を示す書類(住民票など)、納税義務者の個人番号(マイナンバー)確認書類  
 ※減免の要件により必要な書類が異なります。代理人が申請する場合は委任状などが必要であるため、事前にお問い合わせを  
 ◎県税事務所では減免申請を随時受け付けています